第1章~第14章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表~第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

-		
区分	単位	料金額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額200円(税込額216円)
(略)	(略)	(略)

第4表~第7表 (略)

別表1~別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ					
			通話モード	64kb/sデジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード		
南	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
・北アメリカ地方	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
地 方		PTI Pacifica, Inc.	5	-	△ A	<u>O</u>		

第1章~第14章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表~第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区分	単位	料金額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額150円(税込額162円)
(略)	(略)	(略)

第4表~第7表 (略)

別表1~別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話 モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード	
南	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
・北アメリカ地方	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
地方		PTI Pacifica, Inc.	<u>△</u> 5	-	△ A	Δ	

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略各)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略各)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イラン・イスラム 共和国	Mobile Company of Iran	5	1	<u>△</u> A	0			イラン・イスラ ム共和国	Mobile Company of Iran	5	-	-	0
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジ	クウェート国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		アジ		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方								アジア地方 クウ:	クウェート国	National Mobile Telecommunications Co.	<u>7</u>	<u>△5</u>	<u>B</u>	0
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パキスタン・イス	(昭)	(略)	(略)	(略)	(略)			パキスタン・	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ラム共和国	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	<u>△5</u>	1	<u>△ A</u>	Δ		1	イスラム共和国					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		オセアニア地方	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	-		(略)	(暗)
	ガーンジー	Sure (Guernsey) Limited	5 ただしア センション島/ セントヘレナ 島での利用 は13	-	А	0			ガーンジ	Sure (Guernsey) Limited
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		((略)	(略)
3	3 スロベニア共和 国 ツ パ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		∃.	70 ** - 74	(略)
ヨーロッパ		Telemach, širokopasovne komunikacije, d. o. o.	(略)	(略)	(略)	(略)		ヨーロッパ地方	スロベニア共和国	Telemach Mobil, širokopaso komunikacije, d.o.o.
•	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
		Telia Norge AS	(略)	(略)	(略)	(略)			ノルウェー王	TelilaSonera Norge AS
	ノルウェー王国	(略為)	(略)	(略)	(略)	(略)			国	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			ロシア	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガーンジ	Sure (Guernsey) Limited	5 ただしア センション島 での利用は 13	-	А	0
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
]	スロベニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方		Telemach Mobil, širokopasovne komunikacije, d.o.o.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ノルウェー王	TelilaSonera Norge AS	(略)	(略)	(略)	(略)
	国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company	7	-	А • Ш	<u>0</u>
	(略)	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9

1 通話モードに係るもの

通話先回	区分	取	扱	地	域	
南・北アメリカ地方	(略)					(略)
アジア地方	(略)					(略)

		Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company	<u>△</u> 7	-	<u>△</u> A <u>△</u> ● <u>△</u> Ⅲ	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)			

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成28年4月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9

1 通話モードに係るもの

1	選話モートに徐るもの	
通話先回	≅ 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンピア共和国 (7)、ボニア共和国 (7)、ボニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、ブコートジボワール共和国 (7)、△コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・ブリンシベ民主共和国 (7)、ザンピア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンパブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、スワジランド王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、「カーナファソ・「カー・マグガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、「カー・マグガスカル共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和国 (7)、トザンピーク共和国 (7)、モロッコ王国 (7)、リピア (7)、リベリア 共和国 (7)、ルワング共和国 (7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)	

2 (略)

附 則 (平成 28年3月24日経企第2034号)

- 1 この改正規定は平成 28 年 3 月 31 日から実施します。 ただし、この改正規定中、番号案内料等に関する部分及び国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は 平成 28 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 経企第 213号 (平成 26年5月14日) の附則第4項を次のように改めます。
- 4 この改正規定実施の日から平成 28 年 3 月 30 日までの間において、指定 X i (総合利用プランに係るものに限ります。) について、当社が次の(1)及び(2) (以下この附則において「特例適用条件」といいます。) を満たしていることを最初に確認したときは、指定 X i に係る定額通信料の特例(指定端末設備の購入があった日以降に、その指定 X i に係る契約者が X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) (料金表第 1 表第 1 (基本使用料)の(1)の 1 (適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) を選択していることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して 13 料金月の間、各料金月にお

セアニア地方		
ヨーロッパ地方	(略)	(暗各)
アフリカ地方	לעוכק	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ボニア共和国(7)、ボニア共和国(7)、ボニア共和国(7)、ガンブ共和国(7)、ガンガリン シペ民主共和国(7)、ガンガリン サントメ・プリン シペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンパブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、ニジェール共和国(7)、「カマイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、「カースラム共和国(7)、「カースラム共和国(7)、「カースラム共和国(7)、「カースラム共和国(7)、「カースラム共和国(7)、「カースラム共和国(7)、「カースラム共和国(7)、「サンビーク共和国(7)、「サンビーク共和国(7)、レコニオン島(7)、「サンビーク共和国(7)、レコニオン島(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レフトラブ・スカース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロ

(略)

2 (略)

(略)

いてそのX i が特例適用条件を満たしていると当社が確認した場合において、そのX i に係るシングルパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパック(料金表第 1 表第 3 (通信料)の1 (適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下同じとします。)の定額上限データ量(料金表第 1 表第 3 (通信料)の1 (適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に1 G B を加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)に1 G B を加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。) に1 G B を加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。
(1) X i かケホーダイプラン(スマホ/タブ)を選択していること。
(2) 当社が別に定める端末設備を新たに購入していないこと。

[改正]

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1~48 (略)	(略)
49~63 (略)	_(略)

第2章~第4章の2 (略)

第4章の3 FOMA プリペイド契約

(契約の単位)

第25条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のFOMAプリペイド契約を締結します。この場合、FOMAプリペイド契約者は、1のFOMAプリペイド契約につき1人に限ります。

(FOMAプリペイド契約申込みの方法等)

- 第26条 FOMAプリペイド契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行うFOMAサービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 FOMAプリペイド契約の申込みをするときは、FOMAプリペイドの契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものを除きます。)が可能である期間(以下「利用可能期間」といいます。)をあらかじめ選択していただきます。この場合において、利用可能期間は次表のとおりとなります。

区分	利用可能期間
タイプ A	90日
タイプ B	365 日

「現行]

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1~48 (略)	(略)
49 F O M A プリペイド第 1 種契約	FOMAプリペイド契約であって、FOMAプリペイド第2種契約以外のもの
50 FOMAプリペイド第1種契約者	当社とFOMAプリペイド第1種契約を締結している者
51 FOM A プリペイド第 2 種契約	FOMAプリペイド契約であって、当社が定める端末設備を利用して位置情報(別表2
	(付加機能) に規定するものをいいます。) を通知するためのもの
52 F O M A プリペイド第 2 種契約者	当社とFOMAプリペイド第2種契約を締結している者
<u>53</u> ~ <u>67</u> (略)	(略)

第2章~第4章の2 (略)

第4章の3 FOMA プリペイド契約

(契約の種別)

第 24 条の 32 FOMAプリペイド契約には、次の種別があります。

- (1) FOMAプリペイド第1種契約
- (2) FOMAプリペイド第2種契約

(契約の単位)

第25条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のFOMAプリペイド契約を締結します。この場合、FOMAプリペイド契約者は、1のFOMAプリペイド契約につき1人に限ります。

(FOMAプリペイド契約申込みの方法等)

- 第26条 FOMAプリペイド契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行うFOMAサービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 FOMAプリペイド契約の申込みをするときは、FOMAプリペイドの契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものを除きます。)が可能である期間(以下「利用可能期間」といいます。)をあらかじめ選択していただきます。この場合において、利用可能期間は次表のとおりとなります。
- FOMAプリペイド第1種契約

区分	利用可能期間
タイプ A	90日
タイプ B	365 日

(2) FOMAプリペイド第2種契約

第27条~第28条 (略)

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

- 第29条 当社は、料金表通則第21項(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録)の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を設定します。この場合において、利用可能期間は、FOMAプリペイド契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算します。
- 2 FOMAプリペイド契約者は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了したとき、又は利用可能期間内における通信可能時間 (利用可能期間内において、FOMAプリペイド契約の契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものを除きます。)が可能である時間をいいます。以下同じとします。)が終了したときは、当社が別に定める方法により、利用可能期間の更新を請求することができます。

3~4 (略)

(FOMAプリペイド契約者が行うFOMAプリペイド契約の解除)

- 第30条 FOMAプリペイド契約者は、FOMAプリペイド契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 当社は、FOMAプリペイド契約の解除があったときは、そのFOMAプリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間について無効とします。

(当社が行う FOM Aプリペイド契約の解除)

- 第31条 当社は、FOMAプリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して30日以内に、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除します。
- 2 当社は、第53条の2(FOMAプリペイドに係る利用停止)第3項の規定によりFOMAプリペイドの利用を停止されたFOMAプリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。
- 3 当社は、FOMAプリペイド契約者が第53条の2第3項の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、FOMAプリペイドの利用停止をしないでそのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。
- 4 (略)
- 5 当社は、FOMAプリペイド契約を解除したときは、そのFOMAプリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間の残時間について無効とします。

第32条 (略)

第4章の4 (略)

区分	利用可能期間
<u>タイプ C</u>	365日

第27条~第28条 (略)

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

第29条 当社は、料金表通則第21項(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録)の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を設定します。この場合において、利用可能期間は、FOMAプリペイド契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算します。

ただし、FOMAプリペイド第2種契約の利用可能期間は、利用可能期間において、契約者との間のパケット通信モードによる 通信に係る通信データ量が、通信可能データ量(利用可能期間内において、FOMAプリペイド第2種契約の契約者回線との 間の通信(当社が別に定めるものを除きます。)が可能であるデータ量をいいます。以下同じとします。)に到達したときはその日ま でとします。

- 2 FOMAプリペイド第1種契約者は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了したとき、又は利用可能期間内における通信可能時間(利用可能期間内において、FOMAプリペイド第1種契約の契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものを除きます。)が可能である時間をいいます。以下同じとします。)が終了したときは、当社が別に定める方法により、利用可能期間の更新を請求することができます。
- 3 <u>FOMAプリペイド第2種契約者は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了したときは、当社が別に定める方法により、利用</u>可能期間の更新を請求することができます。

4~5 (略)

(FOMAプリペイド契約者が行うFOMAプリペイド契約の解除)

- 第30条 FOMAプリペイド契約者は、FOMAプリペイド契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス 取扱所に申し出ていただきます。
- 2 当社は、FOMAプリペイド契約の解除があったときは、そのFOMAプリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間又は通信可能データ量の残時間について無効とします。

(当社が行う FOMAプリペイド契約の解除)

- 第31条 当社は、FOMAプリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して30日以内に、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除します。
- 2 当社は、第53条の2(FOMAプリペイドに係る利用停止)第4項の規定によりFOMAプリペイドの利用を停止されたFOMAプリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。
- 3 当社は、FOMAプリペイド契約者が第53条の2第4項の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、FOMAプリペイドの利用停止をしないでそのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。
- 4 (略
- 5 当社は、FOMAプリペイド契約を解除したときは、そのFOMAプリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間の残時間又は通信可能データ量の残データ量について無効とします。

第32条 (略)

第4章の4 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の適用)

第45条 当社は、FOMA契約者(FOMA特定接続契約者を除きます。以下第2項において同じとします。)から請求があったときは、別表2(付加機能)に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能(別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)に限り、請求することができます。

2~5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、当社は、FOMAプリペイド契約の申込みの際に、FOMAプリペイド契約は別表2に規定するプリペイドISP機能の請求があったものとみなして取り扱います。

7~12 (略)

第6章~第7章 (略)

第8章 利用中止等

第51条~第53条 (略)

(FOMAプリペイドに係る利用停止)

第53条の2 当社は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了した場合は、その利用を停止します。

2 当社は、FOMAプリペイド契約の利用可能期間内に、通信可能時間が終了した場合は、その利用を停止します。

3 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

第54条~第56条 (略)

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)

第57条 当社は、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間に応じて、そのFOMAプリペイド契約に係る利用可能期間に係る通信可能時間を次表のとおり定めます。

FOMA プリペイドの利用期間の区分	通信可能時間	
タイプ A	128 k 通信モードに係るもの	20 時間
タイプ B	(1) (2) 以外のもの	3 時間
	(2) 128 k 通信モードに係るもの	100 時間

2 第29条 (FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間が終了した又は更新されたときは、終了した利用可能期間又は更新される前の利用可能期間における通信可能時間の残時間は無効とします。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第45条 当社は、FOMA契約者(FOMA特定接続契約者を除きます。以下第2項において同じとします。)から請求があったときは、別表2(付加機能)に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能(別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)に限り、請求することができます。

2~5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、当社は、FOMAプリペイド契約の申込みの際に、FOMAプリペイド第1種契約は別表2に規定するプリペイドISP機能、FOMAプリペイド第2種契約は別表2に規定する状態管理機能の請求があったものとみなして取り扱います。

7~12 (略)

第6章~第7章 (略)

第8章 利用中止等

第51条~第53条 (略)

(FOMAプリペイドに係る利用停止)

第53条の2 当社は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了した場合は、その利用を停止します。

- 2 当社は、FOMAプリペイド第1種契約の利用可能期間内に、通信可能時間が終了した場合は、その利用を停止します。
- 3 当社は、FOMAプリペイド第2種契約の利用可能期間内における、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信に係る累計の通信データ量が、通信可能データ量に到達したときは、その利用を停止します。

4 (略

第9章 通信

第1節 通信の種類等

第54条~第56条 (略)

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)

第57条 当社は、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間に応じて、そのFOMAプリペイド第1種契約に係る利用可能期間に係る通信可能時間を次表のとおり定めます。

FOMA プリペイドの利用期間の区分	通信可能時間	
タイプ A	128 k 通信モードに係るもの	20 時間
タイプ B	(1) (2) 以外のもの	3 時間
	(2) 128 k 通信モードに係るもの	100 時間

2 第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間が終了した又は更新されたときは、終了した利用可能期間又は更新される前の利用可能期間における通信可能時間の残時間は無効とします。

第2節 通信利用の制限

第59条 (略)

(通信の切断)

第59条の2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

- 2 (略
- 3 当社は、前2項の規定によるほか、FOMAプリペイドの利用可能期間内における契約者回線との間の通信の利用が、第57条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)に規定するFOMAプリペイドの利用可能期間の区分に応じたそれぞれの通信可能時間を超えたことを確認したときは、その通信を切断します。

第60条 (略)

第3節 通信時間等の測定等

(诵信時間等の測定等)

第61条

1~3 (略)

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、F O M A ブリペイド契約の契約者回線との間のパケット通信モードに係る通信時間は、セッションの設定の開始時刻から起算し、そのセッションの切断があった時刻(第 59 条の 2 (通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器により測定します。この場合において、通信時間の測定は分単位で行うものとし、通信時間のうち 1 分に満たない部分は 1 分として測定します。
- 5 当社は、FOMAプリペイド契約の利用可能期間内において、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を行う都度、その通信に係る通信時間を第57条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)の規定により設定された通信可能時間の残時間から差し引きます。

6~7 (略)

第 10 章~第 14 章 (略)

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能データ量)

第57条の2 当社は、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間に応じて、そのFOMAプリペイド第2種契約に係る利用可能期間に係る通信可能データ量を次表のとおり定めます。

FOMAプリペイドの利用可能期間の区分	通信可能データ量
<u>タイプ C</u>	<u>78,643,200 バイト</u>

2 第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間 が終了した又は更新されたときは、終了した利用可能期間又は更新される前の利用可能期間における通信可能データ量の残デー タ量は無効とします。

第2節 通信利用の制限

第59条 (略)

(诵信の切断)

第59条の2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

- 2 (略
- 3 当社は、前2項の規定によるほか、FOMAプリペイドの利用可能期間内における契約者回線との間の通信の利用が、第57条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)又は第57条の2(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能データ量)に規定するFOMAプリペイドの利用可能期間の区分に応じたそれぞれの通信可能時間又は通信可能データ量を超えたことを確認したときは、その通信を切断します。

第60条 (略)

第3節 通信時間等の測定等

(诵信時間等の測定等)

第61条

1~3 (略)

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、F O M A プリペイド<u>第 1 種</u>契約の契約者回線との間のパケット通信モードに係る通信時間は、セッションの設定の開始時刻から起算し、そのセッションの切断があった時刻(第 59 条の 2(通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器により測定します。この場合において、通信時間の測定は分単位で行うものとし、通信時間のうち 1 分に満たない部分は 1 分として測定します。
- 5 当社は、FOMAプリペイド第1種契約の利用可能期間内において、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を行う都度、その通信に係る通信時間を第57条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)の規定により設定された通信可能時間の残時間から差し引きます。
- 6 当社は、FOMAプリペイド第2種契約の利用可能期間内において、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を行う都度、その通信に係る通信データ量を第57条の2(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能データ量)の規定により設定された通信可能データ量の残データ量から差し引きます。

7~8 (略)

第10章~第14章 (略)

料金表

第1表

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

種類	提供条件
(1) ~ (12) (略)	(略)
(13) <u>削除</u>	
(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 プリペイドISP機能に係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利	料金額
用可能期間の区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
タイプA	143円 (154.44円)
タイプB	572 円 (617.76 円)

料金表

第1表

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

種類	提供条件
(1) ~ (12) (略)	(略)
(13) 状態管理機能に係る付加機能	ア 状態管理機能に係る付加機能使用料については、第26条(FOMAプリペイド
使用料の適用	契約申込みの方法等)又は第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録
	に伴う利用可能期間) の規定により選択した又は更新を請求した利用可能期間に応
	じて、2 (料金額) に規定する額を適用します。
	1 状態管理機能に係る付加機能使用料については、通則第3項(料金の計算方
	法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。
(14) (略)	(略)
(14) (略)	(哈)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 プリペイドISP機能に係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利	料金額
用可能期間の区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
タイプA	143円 (154.44円)
タイプB	572円 (617.76円)
<u>タイプC</u>	2,400 円(2,592 円)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用		
(1) 通信の条件	ア〜ヒ (略)	
	(注1) ~ (注2) (略)	
(略)	(略)	

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3-(1) ア〜ウ (略)

エ FOMAプリペイドに係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利	料金額
用可能期間の区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
タイプA	791 円(854.28 円)
タイプB	4,171 円(4,504.68 円)

(注1)~(注2) (略)

2-4~2-5 (略)

第4~第7 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用		
(1) 通信の条件	ア〜ヒ (略) フ 当社はFOMAプリペイド第2種契約に係る通信を384kbps以下に制限します。 (注1) 〜 (注2) (略)	
(略)	(略)	

2 料金額

 $2-1\sim 2-2-2$ (略)

2-3-(1) ア〜ウ (略)

エ FOMAプリペイドに係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利	料金額
用可能期間の区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
タイプA	791 円(854.28 円)
タイプB	4,171 円(4,504.68 円)
タイプC	5,100円(5,508円)

(注1)~(注2) (略)

2-4~2-5 (略)

第4~第7 (略)

第1表~第2表 (略)

第3表 番号案内料等

- 1 (略)
- 2 料金額

区分	単位	料金額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額200円(税込額216円)
(略)	(略)	(略)

坦州タル

第4表~第7表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件	
1~18 (略)	(略)	
19 位置情報通知機能	(1) FOMA、FOMAユビキタス及びFOMA位置情報	
位置情報受信機能(FOMAサービス契約約款、X i サー	(当社が別に定めるものに限ります。) に限り提供します。	
ビス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に規定す	(2) 位置情報受信機能(専用回線等接続サービス契約約款	
るものをいいます。以下 19 欄において同じとします。) 又はかんた	に規定するものを除きます。) に係る電気通信設備への位置情	
ん位置情報機能(42 欄に規定するものをいいます。)に係る電	報の送出は、i モード機能若しくは sp モード機能の提供を受け	
気通信設備へ、位置情報(FOMAサービスの契約者回線	ている場合又は当社が別に定める端末設備を利用している場合	
に接続された端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報を	に限り、FOMA位置情報受信機能に係る位置情報送出の求	
いいます。以下 19 欄、20 欄、28 欄及び 42 欄において同じと	めに応じて行うことができます。	
します。)を送出できるようにする機能をいいます。	(3) 位置情報受信機能(専用回線等接続サービス契約約款	
	に規定するものに限ります。) に係る電気通信設備への位置情	
	報の送出は、当社の定める機能を有する端末設備が接続されて	
	いる場合に限り行うことができます。	
	(4) かんたん位置情報機能に係る電気通信設備への位置情報	
	の送出は、当社が別に定める端末設備を利用している場合に限	
	り、かんたん位置情報機能に係る位置情報送出の求めに応じて	
	行うことができます。	
	(5) 契約者は、位置情報受信機能又はかんたん位置情報機	
	能に係る位置情報送出の求めがあった場合の位置情報の送出	
	方法を設定することができます。	
	(6) 当社は、位置情報の送出があった際に、契約者識別番号	
	を合わせて送出します。	
	(7) 契約者は、位置情報の送出を行ったときは、料金表第1表	
	第2 (付加機能使用料) に規定する位置情報通知機能に係	
	る付加機能使用料の支払いを要します。	
	ただし、位置情報受信機能に係る位置情報送出の求めに応じ	
	て位置情報の送出があった場合の位置情報通知機能に係る付	

第1表~第2表 (略)

第3表 番号案内料等

- 1 (略)
- 2 料金額

区分	単位	料金額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額150円(税込額162円)
(略)	(略)	(略)

(略)

第4表~第7表 (略)

別表1 (略)

1~18(略)

別表 2 付加機能

種類

す。) を送出できるようにする機能をいいます。

19 位置情報通知機能	(1) FON
位置情報受信機能(FOMAサービス契約約款、Xiサー	(当社が別
ビス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に規定す	(2) 位置情
るものをいいます。以下 19 欄において同じとします。)、かんたん	に規定する
位置情報機能(42 欄に規定するものをいいます。)又は状態	報の送出は
管理機能(43 欄に規定するものをいいます。)に係る電気通	ている場合
信設備へ、位置情報(FOMAサービスの契約者回線に接さ	に限り、F(
れた端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。	めに応じて行
NT 10 188 00 188 00 188 10 188 T 4" 10 188 C 1 1 T T T T T T T T T T T T T T T T T	(a) (L m) k

l (1) FOMA、FOMAユビキタス及びFOMA位置情報 別に定めるものに限ります。)に限り提供します。

提供条件

- 情報受信機能(専用回線等接続サービス契約約款 るものを除きます。)に係る電気通信設備への位置情 は、i モード機能若しくは sp モード機能の提供を受け る又は当社が別に定める端末設備を利用している場合 OMA位置情報受信機能に係る位置情報送出の求 行うことができます。
- 以下 19 欄、20 欄、28 欄、42 欄及び 43 欄において同じとしま │ (3) 位置情報受信機能(専用回線等接続サービス契約約款 に規定するものに限ります。) に係る電気通信設備への位置情 報の送出は、当社の定める機能を有する端末設備が接続されて いる場合に限り行うことができます。
 - (4) かんたん位置情報機能に係る電気通信設備への位置情報 の送出は、当社が別に定める端末設備を利用している場合に限 り、かんたん位置情報機能に係る位置情報送出の求めに応じて 行うことができます。
 - (5) 状態管理機能に係る電気通信設備への位置情報の送出 は、当社が別に定める端末設備を利用している場合に限り、状 態管理機能に係る位置情報送出の求めに応じて行うことができ
 - (6) 契約者は、位置情報受信機能、かんたん位置情報機能又 は状態管理機能に係る位置情報送出の求めがあった場合の位 置情報の送出方法を設定することができます。
 - (7) 当社は、位置情報の送出があった際に、契約者識別番号 を合わせて送出します。
 - (8) 契約者は、位置情報の送出を行ったときは、料金表第1表

	加機能使用料は、そのFOMA位置情報受信機能の提供を受けている契約者が支払いを要します。 (8) (7)の規定にかかわらず、かんたん位置情報機能に係る位置情報送出の求めに応じて位置情報の送出があった場合の位置情報通知機能に係る付加機能使用料は、支払いを要しません。 (9) 当社は、この機能を利用して送出される位置情報の精度について、保証しません。 (10) 当社はこの機能により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (11) 当社が第 80 条 (責任の制限)の規定により損害の賠償を行う場合において、位置情報通知機能に係る付加機能使用料に関する賠償額の算定方法については、通信料の場合に準ずるものとします。 (12) 位置情報の送出方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (12)に定める当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」、「かんたん位置情報サービス規約」及び当社のインターネットホームページに定めるところによります。		第2(付加機能使用料)に規定する位置情報通知機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。 ただし、位置情報受信機能に係る位置情報送出の求めに応じて位置情報の送出があった場合の位置情報通知機能に係る付加機能使用料は、そのFOMA位置情報受信機能の提供を受けている契約者が支払いを要します。 (9)(8)の規定にかかわらず、かんたん位置情報機能又は状態管理機能に係る位置情報送出の求めに応じて位置情報の送出があった場合の位置情報通知機能に係る付加機能使用料は、支払いを要しません。 (10)当社は、この機能を利用して送出される位置情報の精度について、保証しません。 (11)当社はこの機能により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (12)当社が第80条(責任の制限)の規定により損害の賠償を行う場合において、位置情報通知機能に係る付加機能使用料に関する賠償額の算定方法については、通信料の場合に準ずるものとします。 (13)位置情報の送出方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注)(13)に定める当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」、「かんたん位置情報サービス規約」若しくは「ベットフィットサービス利用規約」及び当社のインターネットホームベージに定めるところによります。
20~42 (略)	(略)	20~42 (略)	(略)
43 削除		43 状態管理機能(ペットフィットサービス) 契約者からの求めに応じて、FOMAプリペイド第2種契約の 情報通知機能により送出された位置情報を蓄積し受信できる機 能をいいます。	(1) FOMAプリペイド第2種契約に限り提供します。 (2) 当社は、この機能を利用して位置情報送出の求めがあったときは、位置情報送出の要求先となるFOMAサービス(この機能を利用する契約者と同一の契約者に係るものに限ります。以下この欄において「要求先回線」といいます。)へ、その旨を通知します。 (3) 当社は、蓄積された位置情報が当社の定める蓄積期間又は蓄積可能数を超えた場合は、その位置情報を削除します。 (4) (3)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されている位置情報等が消去されることがあります。この場合、消去された位置情報等の復元はできません。 (5) 契約者は、蓄積した位置情報を、その周辺の地図情報と合わせて受信することができます。 (6) 当社は、契約者が要求先回線に接続された端末設備の所持者から位置情報の受信に関する同意を取得していないと認める相当の理由があるときは、この機能の提供を中止することがあり

44~45 (略)	(略)

別表3~別表8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに 係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ						
			通話モード	64kb/sデジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード			
南・北アメ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
メリカ地方	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

ます。

- (7) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。
- (8) 契約者は、この機能を利用するときは、要求先回線の契約者識別番号を、当社が別に定めるところにより、あらかじめ登録していただきます。
- (9) (2)の規定にかかわらず、要求先回線における設定、電波状況又はその他の理由により、要求先回線への通知ができない場合があります。
- (10) 契約者は、あらかじめ設定を行うことにより、自動的に位置 情報の送出を求め、その結果の通知を受け取ることができます。
- _ ただし、電波状況等により、通知の遅延又は不達となる場合があります。
- (11) 契約者は、当社の定める方法により、この機能をインターネットホームページから、利用することができます。
- (12) 位置情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (注) (8)及び(12)の当社が別に定めるところは、「ペットフィットサービス規約」に定めるところによります。

44~45(略)

別表3~別表8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話 モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ						
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード			
南・北アメ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
メリカ地方	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(略)

		PTI Pacifica, Inc.	5	-	△ A △ • △ I	<u>0</u>			PTI Pacifica, Inc.	<u>△</u> 5	-	△A △• △ I	Δ
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イラン・イスラム共和国	Mobile Company of Iran	5	-	<u>△ A</u>	0		イラン・イスラム 共和国	Mobile Company of Iran	5	-	-	0
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
万 	クウェート国						方	クウェート国	National Mobile Telecommunications Co.	7	<u>△5</u>	<u>B</u>	<u>O</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パキスタン・イスラ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		10.	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ム共和国	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	<u>△5</u>	<u>-</u>	<u>△</u> A	<u></u>		パキスタン・イス ラム共和国					

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オ セ ア ニ ア サ ブ	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ガーンジー	Sure (Guernsey) Limited	5 ただしア センション島 /セントヘレ ナ島での利 用は13	-	А	0		ガーンジー	Sure (Guernsey) Limited	5 ただしア センション島 での利用は 13	-	А	0
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方	3		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ョーロッパ地方		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ッパー	スロベニア共和国	Telemach, širokopasovne komunikacije, d. o. o.	(略)	(略)	(略)	(略)	パ地方	スロベニア共和 国	Telemach Mobil, širokopasovne komunikacije, d.o.o.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			Telia Norge AS	(略)	(略)	(略)	(略)			TelilaSonera Norge AS	(略)	(略)	(略)	(略)
	,	ノルウェー王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ノルウェー王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	ロシア	Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company	7	-	А • Ш	<u>O</u>				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)										

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10

1 通話モードに係るもの

通話先l	区分	取	扱	地	域	
南・北アメリカ地方	(略)					(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	ロシア	Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company	△7	-	<u>△</u> A <u>△</u> • <u>△</u> Ⅲ	Δ			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	(略)								

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10

1 通話モードに係るもの

通話先回	通話先区分		扱	地	域	
南・北アメリ	(略)	取	1/X	це	_	(略)
力地方						

アジア地方	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(暗音)	オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(暗各)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	לעיקי	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンピア共和国(7)、ガルーア共和国(7)、ガンピア共和国(7)、ボニア共和国(7)、ボニアピサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、公コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンピア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンパブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、セントヘレナ島(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、オミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、オン共和国(7)、二ジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、スポツワナ共和国(7)、スマイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、公南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(7)、リピア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レコニオン島(7)、リバリア(7)、リバリア共和国(7)、ルフング共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)	アフリカ地方	アプリカ	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジブト・アラブ共和国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンビア共和国 (7)、ボーア共和国 (7)、ボードボワール共和国 (7)、公コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・ブリンシペ民主共和国 (7)、ザンピア共和国 (7)、シェラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンパブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、スワジランド王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、エジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、ベポソフナ共和国 (7)、「ルンマイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、「カーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和国 (7)、「サンビーク共和国 (7)、トロッコ王国 (7)、リピア (7)、リペリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)
2 (略)) (略)		2 (略)	D (略)	

附 則 (平成 28年3月24日経企第2034号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
- (料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった FOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - (FOMAプリペイド第2種契約に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている FOMAプリペイド第2種契約の料金その他の提供条件は次のとおりとします。
- (1) FOMA プリペイド第2種契約に係る契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものを除きます。)が可能である期間(以下「利用可能期間」といいます。)は次表のとおりとします。

区分	利用可能期間
タイプ C	365日

- (2) この改正規定実施の後、FOMAプリペイド第2種契約者は、(1) に規定する利用可能期間が終了したときは、利用可能期間の更新を請求できないものとします。
- (3) (1) に規定する利用可能期間に応じて、その F O M A プリペイド第 2 種契約に係る利用可能期間に係る通信可能データ量を次表のとおりとします。

FOMAプリペイドの利用可能期間の区分	通信可能データ量
タイプ C	78,643,200 バイト

(4) 通信料については、次表のとおりとします。

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利	料金額
用可能期間の区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
タイプC	5,100 円(5,508 円)

- (5) (1) から(4) 以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 4 (状態管理機能に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている状態管理機能(改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 状態管理機能に係る付加機能使用料については、FOMAプリペイド第2種契約者が選択した又は更新を請求した利用可能期間に応じて、次表に規定する額を適用します。

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利	料金額
用可能期間の区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
タイプC	2,400 円(2,592 円)

- (2) 状態管理機能に係る付加機能使用料については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。
- (3) (1) (2) 以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正] 料金額 農等ごとに 税抜額 (略)	頁200円(税込額216円)	第1章~第13章 (略) 料金表 通則(略) 第1表~第2表 (略) 第3表 番号案内料等 1 (略) 2 料金額 区分 番号案内料	[現行] 単位 1電話番号等ごとに	料金額
号等ごとに 税抜額	頁200円(税込額216円)	料金表 通則(略) 第1表~第2表 (略) 第3表 番号案内料等 1 (略) 2 料金額 区分		
号等ごとに 税抜額	頁200円(税込額216円)	通則(略) 第1表~第2表 (略) 第3表 番号案内料等 1 (略) 2 料金額		
号等ごとに 税抜額	頁200円(税込額216円)	第1表~第2表 (略) 第3表 番号案内料等 1 (略) 2 料金額 区分		
号等ごとに 税抜額	頁200円(税込額216円)	第 3 表 番号案内料等 1 (略) 2 料金額 区分		
号等ごとに 税抜額	頁200円(税込額216円)	1 (略) 2 料金額 区分		
号等ごとに 税抜額	頁200円(税込額216円)	区分		
号等ごとに 税抜額	頁200円(税込額216円)			
				税抜額150円(税込額162円)
•		(略)	(略)	(略)
		第4表~第5表 (略) 別表 (略)		
別表 (略) 附 則 (平成 28 年 3 月 24 日経企第 2034 号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスターサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。				
す。	ったワイドスターサービスの料金その	ったワイドスターサービスの料金その他の債務については、なお従前のとお		

「改正」

第1章~第2章 (略)

第3章 ビジネス mopera 契約

第7条~第11条の4 (略)

(アクセス回線の登録等)

- 第 12 条 第 9 種接続装置、第 10 種接続装置又は第 12 種接続装置(料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料)に規定する ものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回 線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項の規定により第 12 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。

(1) ~(3) (略)

3~4 (略)

- 5 第9種接続装置、第10種接続装置及び第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、 当社は、前3項の規定に準じて取り扱います。
- 6 当社は、第1項の規定により第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線の契約者から申出があったときは、その登録されたアクセス回線に係る契約者識別番号等を削除します。この場合において、当社は、そのことをビジネス mopera 契約者に通知します。

7~9 (略)

(国際アウトローミング接続)

第12条の2 ビジネス mopera 契約者 (第1種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において 同じとします。) は、FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。) との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

(専用回線等の接続の一時中断)

第 13 条 当社は、ビジネス mopera 契約者(第 10 種接続装置に係る契約者に限ります。)から請求があったときは、ビジネス mopera の利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下 同じとします。)を行います。

第13条~第29条 (略)

第1章~第2章 (略)

第3章 ビジネス mopera 契約

第7条~第11条の4 (略)

(アクセス回線の登録等)

- 第12条 第4種接続装置、第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項の規定により第4種接続装置又は第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。

(1)~(3)(略)

3~4 (略)

- 5 第4種接続装置、第9種接続装置、第10種接続装置及び第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変 更があった場合は、当社は、前3項の規定に準じて取り扱います。
- 6 当社は、第1項の規定により第4種接続装置及び第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を 登録したアクセス回線の契約者から申出があったときは、その登録されたアクセス回線に係る契約者識別番号等を削除します。この 場合において、当社は、そのことをビジネス mopera 契約者に通知します。

7~9 (略)

(国際アウトローミング接続)

第12条の2 ビジネス mopera 契約者(第1種接続装置、第4種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。 以下この条において同じとします。)は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款 に規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。)との間で通信を行う ことができます。

2~3 (略)

(専用回線等の接続の一時中断)

第13条 当社は、ビジネス mopera 契約者(<u>第4種接続装置及び</u>第10種接続装置に係る契約者に限ります。)から請求があったときは、ビジネス mopera の利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第13条~第29条 (略)

第5章~第7章 (略)

第8章 诵信

(诵信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

- 2 (略)
- 3 当社は、接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

- 4 前 3 項の規定によるほか、第 9 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。 (1) \sim (2) (略)
- $\underline{5}$ 前 $\underline{4}$ 項の規定によるほか、第 10 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。 (1) \sim (7) (略)
- $\underline{6}$ 前 $\underline{5}$ 項の規定によるほか、第 12 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)~(2)(略)

第39条の2~第40条 (略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

第 41 条~第 42 条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点からアクセス回線等への通信(その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。)があったときは、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

第44条~第46条 (略)

第4節 預託金

(預託金)

- 第47条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線 等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。
- (1) ~(4) (略)
- 2 預託金の額は、1契約当たり10万円以内で当社が定める額とします。

第5章~第7章 (略)

第8章 诵信

(诵信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

- 2 (略)
- 3 当社は、接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 4 前3項の規定によるほか、第4種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の取扱いについては、次のとおりとします。
- (1) 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス又は卸FOMAサービスの契約者回線等へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が定めるものに限ります。)を行うことができます。
- (2) 前号に規定する通信は当社が定める方法により行うこととし、その他の提供条件については、FOMAサービス契約約款に定めるショートメッセージ通信モードによる通信の場合に準じます。
- (3) FOMAサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、卸FOMAサービス又は卸X i サービスの契約者回線等から専用回線等に係る接続点へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。
- 5 前4項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。 (1)~(2)(略)
- 6 前 5 項の規定によるほか、第 10 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。 (1) ~(7) (略)
- 7 前6項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) ~(2) (略)

第39条の2~第40条 (略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

第 41 条~第 42 条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第4種接続装置、第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点からアクセス回線等への通信(その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。)があったときは、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

第 44 条~第 46 条 (略)

第4節 預託金

(預託金)

- 第47条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線 等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。
- (1) ~(4) (略)
- 2 預託金の額は、1契約当たり10万円以内で当社が定める額とします。

3 前項の規定にかかわらず、第1項4号に規定するセンタ側課金機能(第1種接続装置に係るものに限ります。)の請求をした場合、又は第9種接続装置に係る専用回線等接続契約を締結している場合の預託金の額は、1契約当たり100万円以内で当社が定める額とします。

4~5 (略)

第5節 割増金及び延滞利息 第48条~第49条の2 (略)

第 10 章~第 12 章 (略)

(無線 I Pアクセスサービスの利用等)

第 59 条の4 無線 I Pアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域 (無線 I P通信網サービスの営業区域と同一とします。)内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 $2\sim3$ (略)

<u>Z - J</u> (MD)

第59条の5~第62条 (略)

第13章 (略)

诵則 (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用				
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。			
	種類	内容		
	(ア) 第1種接続装置(<u>アクセ</u>	(略)		
	スプレミアム F O M A)			
	(略)	(略)		
	(エ) <u>削除</u>			

3 前項の規定にかかわらず、第1項4号に規定するセンタ側課金機能(第1種接続装置<u>若しくは第4種接続装置</u>に係るものに限ります。)の請求をした場合、又は第9種接続装置に係る専用回線等接続契約を締結している場合の預託金の額は、1契約当たり100万円以内で当社が定める額とします。

4~5 (略)

第5節 割増金及び延滞利息

第48条~第49条の2 (略)

第10章~第12章 (略)

(無線 I Pアクセスサービスの利用等)

第59条の4 ビジネスmopera契約者(第4種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、別表2 (付加機能) に規定するインターネットアクセス機能の提供を受けているときは、無線IPアクセスサービス(当社の無線IP通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、インターネットアクセス機能により専用回線等に係る接続点との間の通信を行うためのものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 無線 I Pアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域(無線 I P通信網サービスの営業区域と同一とします。)内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

3~4 (略)

第59条の5~第62条 (略)

第13章 (略)

诵則 (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用					
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。				
	種類	内容			
	(ア) 第1種接続装置(ビジ	(略)			
	ネス mopera アクセスプレミアム				
	F O M A タイプ)				
	(略)	(略)			
	(エ) 第4種接続装置(ビジ	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録し			
	ネス mopera アクセスプロ)	たFOMAサービス、X i サービス、ワイドスター通信サー			
		ビス、卸FOMAサービス及び卸Xiサービスの契約者回			
		線等との間で通信を行うことができるようにするために設置			
		するものであって、(オ)及び(カ)以外のもの			

		(略)	(略)
l	Ī	(サ) 第11種接続装置 (<u>アクセ</u>	(略)
l		スプレミアム L T E)	
ı		(略)	(略)

イ~キ (略)

ク~シ (略)

- $X \ge 0$ 規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2(料金額)の 2-11 に規定する料金を適用します。
- セ 契約者はAに規定するタイプ2に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。
- 少 第 12 種接続装置には高速デジタル接続用のもの、イーサネット接続用のもの又はインターネット接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。
- 夕 第12種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類及び登録したFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数に応じて、2(料金額)のとおり料金を適用することとします。

チ~ツ (略)

テッに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

(略) (略)

(略)	(略)
(サ) 第 11 種接続装置(ビジ	(略)
ネス mopera アクセスプレミアム	
X i タイプ)	
(略)	(略)

イ~キ (略)

- ク 第4種接続装置には、高速デジタル接続用のもの、ATM接続用のもの、イーサネット接続用のもの、CR接続用のもの、インターネット接続用のもの又はIP網接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。
- ケ 第4種接続装置の接続装置使用料は、次表に規定する接続装置に係る認証方式に応じて、2 (料金額) の2-4-1に規定する料金を適用します。

区分	内容
<u>タイプ 1</u>	タイプ2又はタイプ3以外のもの
タイプ 2	認証機能を備えた接続装置であって、タイプ3以外のもの
タイプ3	ワンタイムパスワード方式(アクセス回線からの接続のつど、接続に係る暗証
	番号が変更される方式をいいます。) による認証機能を備えた接続装置

- □ ケの規定によるほか、第4種接続装置に係る契約者が、ATM接続用又はイーサネット接続用の接続装置を利用しているときは、2 (料金額) の2-4-2 に規定する接続装置の区分に係る加算額を適用します。
- サ ケ及びコの規定によるほか、第4種接続装置に係る契約者(高速デジタル用、ATM用、イーサネット用又はCR用の接続装置を利用している者に限ります。)が、接続装置の冗長化を行うときは、2 (料金額)の2-4-3に規定する接続装置の冗長化に係る加算額を適用します。
- シ タイプ1の第4種接続装置の提供を受ける場合は、あらかじめ契約者から申出のあった同時接続可能数(アクセス回線から専用回線等に接続して通信を行う場合の同時に接続できる数をいいます。) に応じて、2(料金額)の2-4-4の(1)に規定する認証方式に係る加算額を適用します。
- ス タイプ2又はタイプ3に係る第4種接続装置の提供を受ける場合は、あらかじめ契約者から申出のあった認証用ID数(接続の認証に利用する数字及び記号等を組み合わせたものの数をいいます。) に応じて、2(料金額)の2-4-4の(2)又は(3)に規定する認証方式に係る加算額を適用します。

セ〜ツ (略)

- テ ツの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額) の2-11 に規定する料金を適用します。
- ト 契約者はノに規定するタイプ2に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。
- ナ 第 12 種接続装置には高速デジタル接続用のもの、イーサネット接続用のもの又はインターネット接続 用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。
- 二 第12種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類及び登録したFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数に応じて、2(料金額)のとおり料金を適用することとします。

ヌ~ネ (略)

ノ ネに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

(略)

(略)

2 料金額

2-1~2-3 (略)

2-4 削除

2 料金額

2-1~2-3 (略)

2-4 第4種接続装置に係るもの

2-4-1 基本額

(1) タイプ 1 に係るもの

1契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	44,000 円 (47,520 円)

(2) タイプ2に係るもの

1契約ごとに

区分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	9,334円 (10,080.72円)

(3) タイプ3に係るもの

1契約ごとに

	区	分	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置			11,239円 (12,138.12円)

2-4-2 接続装置の区分に係る加算額

1接続装置ごとに

	区	分	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	A T M用のもの		12,000円 (12,960円)
	イーサネット用	10Mb/s 用のもの	4,000円(4,320円)
	のもの	100Mb/s 用のもの	23,000 円 (24,840 円)

2-4-3 接続装置の冗長化に係る加算額

1接続装置ごとに

	区	分	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	高速デジタル用	64kb/s 又は 128kb/s 用のも	23,000円 (24,840円)
	のもの	0	
		192kb/s 、256kb/s 、	29,000円 (31,320円)
		384kb/s 、	
		512kb/s、768kb/s、	

		1,152kb/s、 1,536kb/s 用のもの	
	A T M用のもの		53,000円 (57,240円)
	イーサネット用	10Mb/s 用のもの	37,000円 (39,960円)
	のもの	100Mb/s 用のもの	75,000円 (81,000円)
	C R用のもの		27,000円 (29,160円)

2-4-4 認証方式に係る接続装置の区分に関する加算額

(1) タイプ1に係るもの

	(1)) I) I ICIN 0000		
	区 分	単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置		1 契約につき同時接	1,500円 (1,620円)
	10 以下の部分		
	10 以下の部分	続可能数 1 ごとに	
		We How I Colo	
	10 を超え 50 以下の部分		1,300円 (1,404円)
	50 を超え 100 以下の部分		1,100円 (1,188円)
	100 を超える部分		900円 (972円)

(2) タイプ2に係るもの

	区 分	単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接	続装置	1 契約につき認証用	_
	認証用ID数	─ ID数1ごとに	
	10 以下の部分	I DXI CCIC	
	100 以下の部分		934円 (1,008.72円)
	100 を超え 1000 以下の部分		839円 (906.12円)
	1000 を超える部分		743 円 (802.44 円)

(3) タイプ3に係るもの

	区分	単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接	続装置	1 契約につき認証用	_
	認証用ID数	ID数1ごとに	
	10 以下の部分	I DXI CCIC	
	100 以下の部分		1,124円 (1,213.92円)
	100 を超え 1000 以下の部分		1,029円 (1,111.32円)
	1000 を超える部分		934円 (1,008.72円)

<u>~</u> ~~ ~	
弗ィ	付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

区分	単位	料金額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)

第3 通信料

1 適用

	通信料の適用		
(1) 通信時間等の測定等	ア (略)		
	<u>イ</u> (略)		
(略)	(略)		
(2) FOMAサービス、X i			
サービス又は卸携帯電話サービ			
スの契約者回線へのショートメッ			
セージ通信モードによる通信の			
料金の適用	ア 第 12 種接続装置に係る接続点から F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービ		
	スの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を		
	適用します。		
	表(略)		
	<u>イ</u> アの場合において、別表 2 (付加機能)に規定する分割送信機能の提供を受けているとき		
	は、データを分割して伝送した回数に応じて、 <u>ア</u> に規定する料金の額を適用します。		
(略)	(略)		

2 料金額

2-1~2-2 表 (略)

第4 手続きに関する料金

表 (略)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

区分	単位	料金額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
インターネットアクセス機能	1契約につき同時アクセス可能数1ごとに	同時アクセス可能数が 10 以下の部分
		2,500円(2,700円)
		同時アクセス可能数が10を超え50以下
		の部分
		2,300円(2,484円)
		同時アクセス可能数が 50 を超える部分
		2,000円(2,160円)
(略)	(略)	(略)

第3 通信料

1 適用

	通信料の適用
(1) 通信時間等の測定等	ア (略)
	イ 第4種接続装置に係る接続点から、FOMAサービス又は卸FOMAサービスの契約者回
	線等へのショートメッセージ通信モードによる通信の通信回数は、当社の機器により測定します。
	ウ (略)
(略)	(略)
(2) FOMAサービス、X i	ア 第4種接続装置に係る接続点からFOMAサービス又は卸FOMAサービスの契約者回線
サービス又は卸携帯電話サービ	等へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、FOMAサービス契約約款に規定する
スの契約者回線へのショートメッ	FOMAサービスの契約者回線からのショートメッセージ通信モードによる通信の料金と同額としま
セージ通信モードによる通信の	<u> इ.</u>
料金の適用	イ 第 12 種接続装置に係る接続点から F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービ
	スの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を
	適用します。
	表(略)
	ウ イの場合において、別表 2 (付加機能) に規定する分割送信機能の提供を受けているとき
	は、データを分割して伝送した回数に応じて、イに規定する料金の額を適用します。
(略)	(略)

2 料金額

2-1~2-2 表 (略)

第4 手続きに関する料金

表 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

	ユニバーサルサービス 料 の 適 用
(1) ユニバーサルサービス料	第1種接続装置、第7種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、特定接続装置、
に係る適用除外	mopera 直収接続装置及び通話録音接続装置に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払い
	を要しません。
(略)	(略)

2 料金額

表 (略)

(注) (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類

TEXA	JACK VACT
(略)	(略)
(略)	(略)
10 閉域接続機能	(1) 第1種接続装置又は第10種接続装置若しくは第11種接続
専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があら	装置(接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。)に係
かじめ登録したFOMAサービスの契約者回線との間の通	るビジネス mopera サービスに限り提供します。
信(当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通	
信に限ります。以下この欄において同じとします。) 若しくは	
X i の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定す	
るデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄におい	
て同じとします。)又は管理回線(第 10 種接続装置に係	
るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した端末設備	
(同報グループに係る通信履歴等を確認することができるも	
のをいいます。)との間に設定される電気通信回線をいいま	
す。)との間の通信に限り、行うことができるようにする機能を	
いいます。	
(略)	(略)

提供条件

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

	ユニバーサルサービス 料 の 適 用
(1) ユニバーサルサービス料	第1種接続装置、第4種接続装置、第7種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、
に係る適用除外	特定接続装置、mopera 直収接続装置及び通話録音接続装置に係る契約者は、ユニバーサルサ
	ービス料の支払いを要しません。
(略)	(略)

2 料金額

表 (略)

(注) (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

(略)	(略)
5 インターネットアクセス機能	(1) 第4種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供し
インターネットを経由して、又は専用回線等接続サービス契	<u>ます。</u>
<u>約約款に基づき提供される無線 I Pアクセスサービスを利用</u>	(2) この機能を利用するビジネス mopera 契約者は、あらかじめ当
して専用回線等との間の通信を行うことができるようにする機	社に同時アクセス可能数(インターネットを経由して、又は無線 I P
能をいいます。	アクセスサービスを利用して専用回線等との間の通信を行う場合の同
	時に接続できる数をいいます。)を申し出ていただきます。
	(3) 同時アクセス可能数は当社が定める数以内とします。
(略)	(略)
10 閉域接続機能	(1) 第1種接続装置若しくは第4種接続装置(センタ側課金機
専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があら	能の提供を受けているものに限ります。) 又は第 10 種接続装置若し
かじめ登録したFOMAサービスの契約者回線との間の通	くは第 11 種接続装置(接続装置の区分が I P網接続用のものを
信(当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通	除きます。)に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。
信に限ります。以下この欄において同じとします。)若しくは	
X i の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定す	
るデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄におい	
て同じとします。)又は管理回線(第 10 種接続装置に係	
るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した端末設備	
(同報グループに係る通信履歴等を確認することができるも	
のをいいます。) との間に設定される電気通信回線をいいま	
す。)との間の通信に限り、行うことができるようにする機能を	
いいます。	
(略)	(略)
別表 3~別表 4 (略)	

提供条件

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日経企第 2034 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお 従前のとおりとします。

(第4種接続装置の提供に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種接続装置に係るビジネス mopera サービスの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。
- (1)接続装置使用料については、次表に定めるところによります。
- ア 基本額は次に定めるところによります。
- タイプ1に係るもの

1 契約ごとに

区分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	44,000円 (47,520円)

② タイプ2に係るもの

1契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	9,334円 (10,080.72円)

③ タイプ3に係るもの

1契約ごとに

			1)(#)600
	区	分	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置			11,239 円 (12,138.12 円)

- イ 加算額は次に定めるところによります。
- ① 接続装置の区分に係るもの

1接続装置ごとに

	区	分	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	A T M用のもの)	12,000 円 (12,960 円)
	イーサネット用	10Mb/s 用のもの	4,000円(4,320円)
	のもの	100Mb/s 用のもの	23,000 円 (24,840 円)

② 接続装置の冗長化に係るもの

1接続装置ごとに

	区	分	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	高速デジタル用	64kb/s 又は 128kb/s 用のも	23,000 円 (24,840 円)
	のもの	Ø	
		192kb/s 、256kb/s 、	29,000円 (31,320円)
		384kb/s 、	
		512kb/s、768kb/s、	
		1,152kb/s、	
		1,536kb/s 用のもの	
	A T M用のもの		53,000円 (57,240円)
	イーサネット用	10Mb/s 用のもの	37,000 円 (39,960 円)
	のもの	100Mb/s 用のもの	75,000 円 (81,000 円)
	C R 用のもの		27,000 円 (29,160 円)

③ 認証方式に係る接続装置の区分に関するもの

(1) タイプ1に係るもの

	区分	単位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接	続装置 10 以下の部分	1 契約につき同時接 続可能数 1 ごとに	1,500円 (1,620円)
	10 を超え 50 以下の部分		1,300円 (1,404円)
	50 を超え 100 以下の部分		1,100円 (1,188円)
	100 を超える部分		900円 (972円)

(2) タイプ2に係るもの

	区 分	単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
接	続装置	1 契約につき認証用	_
	認証用ID数	│ ── ID数1ごとに	
	10 以下の部分	I DX I CCIC	
	100 以下の部分		934円 (1,008.72円)
	100 を超え 1000 以下の部分		839円 (906.12円)
	1000 を超える部分		743 円 (802.44 円)

(3) タイプ3に係るもの

区 分 単位 料金額 (月額)

		-
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	1 契約につき認証用	_
認証用ID数	I D数1ごとに	
10 以下の部分	_	
100以下の部分		1,124円 (1,213.92円)
100 を超え 1000 以下の部分		1,029円 (1,111.32円)
1000 を超える部分		934円 (1,008.72円)
(2) 第4種接続装置に係る契約者は、ユニバは、改正後の規定におけるビジネス mopera (3) (1)及び(2)以外の提供条件については、な	a サービスの場合に準じるものとします	ものとし、料金額及びその他の提供条件について。。